

法人/パートナーシップ用の法人税申告書

Revenue Code Section 68及びSection 69
B.E. 2557の1月1日開始事業年度に適用

P.N.D.50

法人/パートナーシップ

会計期間

名称: **納税者番号*** 0-00-0-000-00000-0

住所: Building Room# Floor
Village No. Moo Trok/Soi
Road Sub District
District Province
Zip Code 電話番号
Website

自: 日 月 B.E. 2557
至: 日 月 B.E. 2557
 (1) 通常申告 (3) 予納申告
 (2) 修正申告

法人/パートナーシップの状況

- (1) タイの法令に基づいて設立された法人/パートナーシップで(2)若しくは(3)に該当しない法人/パートナーシップ
- (2) Stock Exchange of Thailandの上場法人
- (3) Market for Alternative Investment (MAI) Stock Exchangeの上場法人
- (4) タイで事業を営む、外国の法令に基づいて設立された法人/パートナーシップ
- (5) 外国の法令に基づいて設立されたその他の法人
- (6) 外国政府若しくは外国政府機関の事業
- (7) ジョイントベンチャー
- (8) 非課税所得の適用を受ける国際海運業
- (9) 非課税所得の適用を受ける温室効果ガスプロジェクト
- (10) 地域統括事業
- (11) エネルギー省からオイル取引の許可を得た輸出入業
- (12) 国際調達事業
- (13) 開発特区に所在する事業

TCLシステムに記録されたデータ

事業

(所得の高い事業を記載)

1. 当局用 ISIC Code
2. 当局用 ISIC Code
3. 当局用 ISIC Code

純支払税額

金額 Baht Stang

過払税額

金額 Baht Stang

過払い分の還付を求めます

署名 ()
役職
署名 ()
役職

Company's seal (if any)

提出日 月 B.E.

宣言

私はP.N.D.50 form、及び添付の貸借対照表、損益計算書について確認致しました。これらは正確に作成されたものであり、会計資料によって裏付けされるものです。何ら事業は省略しておりません。また、私は前述に関する会計・税金に関する情報を、偽りなく税務監査人に説明致しました。

署名 ()
役職
署名 ()
役職

Company's seal (if any)

提出日 月 B.E.

納税者番号* (監査人)

0-0000-00000-00-0

公認監査人の氏名

-

登録番号

00000000

監査報告書の日付

日 月

B.E.

納税者番号* (監査法人)

0-0000-00000-00-0

納税者番号* (会計士)

0-0000-00000-00-0

会計士氏名

-

納税者番号* (会計法人)

0-0000-00000-00-0

督促: ここに記載される情報は全て正しくあるべきです。虚偽の記述はRevenue Codeに定められた罰則の対象となります。

Item 1 投資奨励政策による恩恵(一つ以上のBOIを取得している場合は詳細を添付すること)

1. BOI承認番号 _____ 日 _____ 月 _____ B.E. _____

2. 奨励事業活動(詳細) _____ ISICコード

税額控除及び免除の適用	時期 (年)	自: B.E.年月日	至: B.E.年月日
<input type="checkbox"/> (1) 通常税率の50%軽減			
<input type="checkbox"/> (2) 法人税の全額免除			
<input type="checkbox"/> (3) 法人税の一部免除			
<input type="checkbox"/> (4) その他 (詳細)			

BOI対象外のその他の事業を営んでいる場合の詳細 _____

Item 2 課税対象所得及び税額算定

1. (1) 正味課税所得 (2) 純損失 (item 3 21.より)
 (3) 経費控除前総収入 (総収入に対する課税の場合)

金額

2. 税額算定 (下記税率の説明を参照)

- (1) 軽減の場合 (1.1) (1.2) (1.3) (1.4) (1.5) (1.6)

(2) 歳入局より総収入に対する5%課税を認められている

税額の算定

3. 控除
- (1) 勅令第18若しくは第463に定める軽減
 - (2) 勅令第300に定める軽減
 - (3) 源泉税及びその他の者が支払った源泉税
 - (4) PND.51に基づいた支払税額
 - (5) 通常税率から50%相当の軽減税額
 - (6) PND.50に基づいた支払税額 (修正申告の場合)

Total

4. 税額 追加納付税額 過大支払税額

5. 課徴金 (該当する場合)

6. 合計税額 追加納付税額 過大支払税額

項目番号	適用税率の判定	正味課税所得	税率
1	軽減税率		
	(1.1) 2013年1月1日から2014年12月31日までの間に開始する法人若しくはパートナーシップ(SET上場企業を含む)(RD No. 555に改正されたRD No. 530の定めによる)	全額	20
	(1.2) 2012年1月1日以降に開始する事業年度において、期末時点における払込資本金が5百万バーツ以下の法人若しくはパートナーシップで、当該事業年度における物品の販売及びサービスの提供から生じた収入の合計金額が30百万バーツ以下(RD No. 555及びRD No.564に改正されたRD No. 530の定めによる)	1 - 300,000 300,001 - 1,000,000 Baht 1,000,000超	免税 15 20
	(1.3) 地域統括業 (RD No. 508及びRD No. 535に改正されたRD No. 405の定めによる)	全額	10
	(1.4) エネルギー省からオイル取引の許可を得た輸出入業 (RD No. 426の定めによる)	全額	10
	(1.5) 開発特区に所在する事業 (RD No. 566の定めによる)	全額	3
	(1.6) 国際調達事業 (RD No.518の定めによる)	全額	15
2	歳入局より総収入に対する5%課税を認められている場合		

注: もし(1.1)から(1.6)が法の定めるところに依らなければいけない場合は、PND 50の追加情報を参照されたい。

Item 5 製造原価

	① 非課税事業	② 課税事業	③ 合計
1. 期首材料棚卸高			
2. 当期材料仕入高			
3. 仕入諸掛費			
4. 1. から3.の合計			
5. 期末材料棚卸高			
6. 当期材料払出高 (4. - 5.)			
7. 期首仕掛品残高			
8. 賃金等			
9. のれん等			
10. 光熱費			
11. 包装費			
12. 減価償却費			
13. その他製造費用			
14. 8.から13.の合計			
15. 合計 (6. + 7. + 14.)			
16. 期末仕掛品残高			
17. 製造原価/役務提供減価 (15. - 16.)			

Item 6 その他の収入

	① 非課税事業	② 課税事業	③ 合計
1. 資産譲渡益			
2. 為替差益			
3. 受取利子			
4. 配当収入			
5. 還付税額			
6. 1. から5.以外の収入			
7. 1.から6.の合計			

Item 7 その他の費用

	① 非課税事業	② 課税事業	③ 合計
1. 資産譲渡損			
2. 為替差損			
3. 支払利子			
4. 1.から3.以外の費用			
5. 1.から4.の合計			

Item 8 販売費及び一般管理費

	① 非課税事業	② 課税事業	③ 合計
1. 人件費			
2. 役員報酬			
3. 光熱費及び通信費			
4. 旅費交通費			
5. 貨物輸送費			
6. 家賃			
7. 修繕費			
8. 交際費			
9. 販売促進費及び広告宣伝費			
10. 特定事業税 (地方税含む)			
11. その他の租税公課			
12. 支払利子			
13. 帳簿付に関する費用			
14. 監査費用			
15. 教育支援に関する支出			
16. 学術・レクリエーション支援に関する支出			
17. 学校に対する書籍・電子メディアに関する支出			
18. 障害者に対する支出			
19. 教育人材開発に関する支出			
20. 児童育成に関する地方自治体への支出			
21. 専門人材育成に関する支出			
22. 学校・大学への支出			
23. スポーツ振興への支出			
24. 公共団体への支出			
25. 教育若しくはスポーツへの支出			
26. コンサルタントフィー			
27. その他のフィー			
28. 貸倒損失			
29. 減価償却費			
30. item 1.から29.以外の費用			
31. 1.から30.の合計			

Item 9 歳入法により損金算入が否認されている費用

	① 非課税事業	② 課税事業	③ 合計
1. 法人/パートナーシップの法人税			
2. 交際費			
3. 貸倒損失			
4. 引当金繰入額			
5. item 8 15から23.における寄附金			
6. その他の費用			
7. 1.から6.の合計			

